

認可地縁団体に対する秦野市小規模地域施設の無償譲渡に関する  
要綱（案）（平成28年 月 日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、秦野市公共施設再配置計画（平成23年3月策定）に定める小規模地域施設の無償譲渡に関する必要な事項を定める。

（小規模地域施設）

第2条 この要綱において小規模地域施設とは、別表に掲げる老人いこいの家及び児童館とする。

（無償譲渡の相手方）

第3条 小規模地域施設を無償譲渡する場合の相手方は、認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた団体をいう。）とする。

（無償譲渡の条件）

第4条 無償譲渡の条件は、次の各号に掲げるいずれかの目的により使用する場合とする。

- (1) 自治会館として使用し、かつ、市長が必要と認める場合において従前の設置目的を継承して使用する場合
- (2) 市長が認める公益事業を行う場合

（無償譲渡の手続）

第5条 無償譲渡は、認可地縁団体から本市に対してその施設を運営し、及び維持管理していくことに基づき申出があったときに、その手続を行う。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、小規模地域施設の管理主管課は、財産主管課及び財政主管課と協議しなければならない。

- (1) 小規模地域施設を国又は県の補助事業により整備した場合で、財産の処分制限期間が満了していないとき。
- (2) 小規模地域施設を起債事業により設置した場合で、起債の償還が完了していないとき。
- (3) 行政運営の推進に当たり支障があると判断したとき。

（土地の取扱い）

第6条 小規模地域施設が存在する土地の取扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 本市の所有地の場合 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 3 9 年 秦 野 市 条 例 第 3 4 号）の規定の例により、無償貸付けとする。
- (2) 前号以外の場合 その土地の所有者の意向により決定するものとする。  
（児童館の無償譲渡に係る試行）

第 7 条 児童館の機能を継承させて無償譲渡するときは、児童館主管課は、事前に相手方に施設の運営を試行させ、無償譲渡の可否を検証しなければならない。

（費用負担）

第 8 条 小規模地域施設の無償譲渡に要する全ての費用は、その施設を受け入れる認可地縁団体の負担とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 無償譲渡をした小規模地域施設の維持管理に要する全ての費用は、その施設を受け入れる認可地縁団体の負担とする。ただし、従前の機能を継承する場合において、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（譲渡目的の維持）

第 9 条 認可地縁団体の主管課（公益事業の場合は、その事業の主管課）は、その施設を受け入れた認可地縁団体に、その施設について第 4 条の規定による無償譲渡の条件となった目的により 5 年間使用させるものとする。ただし、5 年を超えてもなお建物の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年 大 蔵 省 令 第 1 5 号）に定める耐用年数をいう。）が存在するときは、その期間についても同条の規定による無償譲渡の条件となった目的により使用させるものとする。

- 2 認可地縁団体の主管課（公益事業の場合は、その事業の主管課）は、その施設を受け入れた認可地縁団体に、第 4 条の規定による無償譲渡の条件となった目的により使用する期間内において、その施設を善良な管理のもとで維持させるものとし、次に該当するときは、本市への協議を求めるとともに、時価相当額の支払いを求めるものとする。

- (1) 第 4 条の規定による目的以外で使用する場合
- (2) 譲渡し、又は交換する場合
- (3) 貸し付け、又は担保として使用する場合

（運営状況の調査等）

第 1 0 条 認可地縁団体の主管課（公益事業の場合は、その事業の主管課）は、その施設を受け入れた認可地縁団体に、前条の規定により無償譲渡の条件と

なった目的により使用させる期間内において、必要に応じて無償譲渡に伴う施設運営の状況若しくは経理内容について報告を求め、又は調査をしなければならない。

- 2 認可地縁団体の主管課（公益事業の場合は、その事業の主管課）は、前項の報告又は調査により無償譲渡の条件に適合しないと認めるときは、是正の処置をとらなければならない。

（減額譲渡）

第11条 小規模地域施設の譲渡に当たり、一定の収益が見込める場合の譲渡については減額譲渡とし、減額率については、市長が別に定める。

- 2 第3条から前条までの規定は、前項の減額譲渡について準用する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

老人いこいの家	かわじ荘、ほりかわ荘、くずは荘、あずま荘、すずはり荘
児童館	いずみ児童館、渋沢児童館、谷戸児童館、堀山下児童館、戸川児童館、沼代児童館、平沢児童館、千村児童館、北矢名児童館、横野児童館、柳川児童館、広畑児童館、西大竹児童館、三屋台児童館、堀川児童館